

東郷町巡回バス運行事業仕様書

1 目的

本業務は、東郷町巡回バス（以下「巡回バス」という。）の運行及びその管理等を行うものとする。

2 事業名

東郷町巡回バス運行事業

3 事業内容

(1) 事業形態

本町と本プロポーザルを経て決定した運行事業者（以下「運行事業者」という。）で、この仕様書に基づく運行に関する協定書等を締結し、運行事業者は、道路運送法第4条による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行うものとする。

(2) 事業期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

(3) 運行開始手続

運行事業者は、道路運送法第4条第1項に基づく許可申請を始め、運行を開始するために必要な手続について、遅滞なく確実にを行うこと。

4 運行路線

運行路線は、下記のとおりとし、路線は、別添「東郷町バスマップ」に記載のじゅんかい君路線とする。

	路線名	起 点	主な経由地	終 点	運行距離
1	南西コース (左回り) (右回り)	ららぽーと愛知 東郷	ラドーニ東郷西、東白土、 東郷町役場前、中屋敷、祐 福寺、山崎	ららぽーと愛知 東郷	左回り 20.1km 右回り 19.9km
2	東コース (左回り) (右回り)	左回り：ららぽ ーと愛知東郷 右回り：日進駅	日進駅、白鳥一丁目、米野 木駅、上市、後山、東郷小 学校前	左回り：日進駅 右回り：ららぽ ーと愛知東郷	左回り 17.0km 右回り 16.0km
3	北コース (左回り)	ららぽーと愛知 東郷	東郷町役場前、白鳥一丁 目、日進駅、和合ヶ丘中央、 和合牛廻間	ららぽーと愛知 東郷	12.1km
4	北コース (右回り)	ららぽーと愛知 東郷		ららぽーと愛知 東郷	11.9km

5 運行ダイヤ等

各運行路線の運行本数は「4 運行路線」で記されている各路線につき南西コース平日1日8便(土日祝日1日7便)、東コース平日1日9便(土日祝日1日7便)、北コース(左回り)平日1日12便(土日祝日1日10便)、北コース(右回り)平日1日12便(土日祝日1日10便)とし、運行ダイヤは別添「東郷町巡回バス時刻表」のとおりとする。

6 運行日

各路線の運行日は、原則として、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く毎日の運行とする。

7 運行車両等

(1) 車両の条件

原則として東郷町巡回バスとして運行中の車両を使用すること。町が所有するNo.2からNo.5までの車両を運行期間中無償貸与することとし、No.1のリース車両を現在運行者から引き継ぎ*使用できるものとする。新たに町が車両を購入したときは、当該購入車両を優先的に使用し、車両調達費のうち不要となる額を減額するものとする。

※リース会社によるカーリース審査のため、関係書類を提出し、リース会社からの車両のリースを認められた運行事業者であることを条件とする。

また、事業期間終了後のリース車両について、次期事業期間の運行事業者から引続き当該リース車両を使用したい旨の求めがあった際には、これに応じるものとする。

(2) 車両の状況

No.	車種	登録年月	走行距離 (R8.3.31現在)	排気量	所有者	リース料 (月額)	備考
1	日野ポンチョ	H25.8	658,768km	5.12L	名鉄協商(株)	33,000円	予備車
2	日野ポンチョ	R4.11	160,616km	5.12L	東郷町	—	—
3	日野ポンチョ	R7.1	59,791km	5.12L	東郷町	—	—
4	日野ポンチョ	R7.1	60,528km	5.12L	東郷町	—	—
5	日野ポンチョ	R7.12	13,564km	5.12L	東郷町	—	—

参考：年間給油量(5台分)令和7年4月から令和8年3月まで63,667ℓ

(3) 車両の管理

車両の管理は運行事業者が行い、保管場所を用意すること。

車内外の日常清掃及び定期清掃を行い、機能の維持及び車両の美化を図り、利用者に不快感を与えることの無いよう状態を保つこと。

なお、東郷町役場敷地内の駐車スペースを町と協議の上使用することができる。(参考：役場車庫使用料 年間5台分 302,760円 (R7年度実績))

8 運行準備

- (1) 運行開始日までに各種法令に基づく施設、設備、体制が整い、問題なく運行できること。
- (2) 停留所は、定められた停留所を使用するものとする。
- (3) 予備車を含む巡回バス車両について、運行開始日までに必要なナンバー変更や構造変更など必要な申請等を行い、認可等を受けること。

なお、4月1日から中部運輸局が認める車両で、現在使用している巡回バス車両と同等以上の代車を用意して運行し、速やかに巡回バス車両のナンバー変更を完了させる方法も可とする。ただし、その代車及び車両の保管場所等は、法令等に基づき運行事業者が準備するものとする。

- (4) 令和9年10月に路線変更及び車両増車(増便)※を予定していることから、これに対応するため必要な手続きを実施すること。なお、増車する車両は町が確保したものを運行期間中無償貸与する。

※現状【コース(車両数)】北(2)、東(1)、南西(1)

変更後【コース(車両数)】北(2)、東(2)、南(1)、西(1)

9 利用料金

1乗車100円とする。ただし、中学生以下及び65歳以上の者は無料とする(令和9年10月から運賃改定予定)。また、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を携帯する者は、携帯者本人と付添人1名は無料とする。

なお、ららぽーと愛知東郷バス停・いこまい館バス停・日進駅バス停のいずれかで他のコースに乗り換える場合、乗継券を利用した者の利用料金は無料とする。

10 広告

町から車両への広告掲載の依頼があった場合には、運行事業者は広告を掲載するものとし、その広告収入は町の歳入とする。

11 運行経費の負担

(1) 負担の方法

運行負担金は、当該路線の運行に係る予算の範囲内とし、運行経費見積額から当該路線に係る運賃収入及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)を控除したものとする。

なお、7(2)の車両について、1件につき30万円以上の多額な修繕費用が発生し、運行事業者に過失が無いと認められる場合には、町と協議の上、運行経費に加えることができる。

また、この運行負担金は、運賃収入の確定時に精算するものとする。

- (2) 負担金は、四半期ごとに支払うものとする。

- (3) 運行事業者の責に帰さない燃料高騰などの外部要因による運行経費の著しい増加が生じた場合、別途協議により、運行負担金の変更を求めることができるものとする。

12 公募時の提案事項に関する報告

運行事業者は、公募時の提案事項に基づき運行業務を行うものとし、町は、必要に応じて当該提案事項の実施状況について報告を求めることができる。

13 利用者等の報告

運行事業者は、次の各項目について、翌月 10 日までに町へ報告するものとする。

- (1) 各路線の便及びバス停ごとの乗降数
- (2) 各路線の毎日の運賃収入額
- (3) その他町が指示する資料

14 運行管理

- (1) 運行事業者は、利用者を安全かつ確実に輸送するよう運行を管理すること。
- (2) 運行事業者は、許認可に係る証書の写し、運行管理者、整備管理者及び業務従事者名簿、並びに事故及び苦情等の処理体制を示した書類等を町に提出すること。なお、その後の異動も同様とする。
- (3) 車両の点検・車検又は故障等による代車については、7(2)No.1の車両（予備車）を使用するものとする。なお、同時に2台以上の代車が必要となった場合は、運行事業者が車両を準備して運行すること。
- (4) 運行事業者は、乗務員に統一した制服を着用させ、利用者に対して常に親切で責任ある接客に努めること。

15 管理体制

- (1) 運行事業者は、道路運送法及びその他関係法令等に基づき適切に安全運行を管理すること。
- (2) 緊急時等に、町からの要請により速やかに行動できる体制であること。
- (3) 運転中に事故が発生した場合は、直ちに事故調査を行い、町へ事故の詳細を報告するとともに、速やかに事故処理の対応をすること。なお、故障及び苦情等についての対応も同様とする。
- (4) 運行中の事故等による損害又は傷害等に対する賠償は、運行事業者がその責を負うこと。ただし、運行事業者の責によらない場合は、この限りでない。
- (5) 運行事業者は、本事業の実施に当たり、損害賠償任意保険に加入しなければならない。
- (6) 天災、その他やむを得ない緊急を要する事由により、運行の変更又は中止をする場合は、速やかに町へ協議又は報告しなければならない。
- (7) 運行事業者は、利用者からの意見や要望があった場合は、速やかに町へ報告するものとする。

16 車両設備等

- (1) 運行を行う車両には、安全管理等のためドライブレコーダー（前後左右、車内、音声あり）を運行事業者で設置及び管理すること。
- (2) 町のLINE公式アカウントと連携できるバスロケーションシステムを運行事業者の管理のもと導入すること。
- (3) 運行を行う車両には、車両内において傷病者が発生した場合に、応急手当等を行うことができるよう、AED（自動体外式除細動器）を運行事業者で設置及び管理すること。
- (4) 料金箱については、既存のもの又は運行事業者が準備したものを使用すること。
- (5) 現金及びPayPay決済への対応を必須とし、任意でその他キャッシュレスサービスを導入することができる。
- (6) 車両デザインは、現在東郷町巡回バスとして運行している車両と同一とする。

17 国庫補助金等の申請手続等

運行事業者は、国庫補助金の「地域公共交通確保維持改善事業」の補助金交付等を受けるための申請書作成や交付額決定後の支払い請求書提出等の書類作成、資料提供、手続等を行うこと。

18 保険契約（任意保険）

運行事業者が契約する損害賠償任意保険は、次に掲げる担保種目以上とする。

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| (1) 対人賠償 | 無制限 |
| (2) 対物賠償 | 無制限 |
| (3) 人身及び搭乗者傷害 | 1名当たり 5,000万円
1事故当たり 200,000万円 |
| (4) 車両損害 | 保険会社査定価格 |

19 その他

- (1) 運行事業者は、関係法令遵守の上、東郷町巡回バス運行要綱に基づき、本運行事業を遂行するものとする。
- (2) 運行期間中に発生した、本運行事業に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、運行事業者が負うものとする。
- (3) 運行事業者として選定された後は、東郷町地域公共交通会議委員として会議に出席すること。
- (4) 運行開始後に運行サービス水準（運行路線、運行ダイヤ、運行日、運行車両、料金等）を変更する場合がありますので、その場合は対応すること。
- (5) 路線の維持及び利用促進について、運行事業者として最善の効果が挙げられるよう努め、定期的に町に提案、協議を行うこと。
- (6) 利用状況等について、町から照会があった場合は迅速に対応すること。

【参考】車両デザイン

